

秋の全国火災予防運動 11月9日(日)～15日(土)

もういいかい 火を消すまでは まあだだよ (全国統一防火標語)

11月に入り、火災が起こりやすい時季になりました。発生する火災の過半数は建物火災であり、その中でも住宅火災は皆さんの生活に直結します。火災予防について関心を持ち、火災の発生を防ぎましょう。



消防本部 予防課 992-3211

消防署 995-0119

「もういいかい
火を消すまでは まあだだよ」
(全国統一防火標語)

「地域から 未来へつなく
防火の輪」
(市防火標語)

建物火災の過半数を占める住宅火災

消防白書によると平成24年に全国で発生した火災は44,189件です。1日当たり121件の火事が発生していることとなります。火災の種類別では、建物火災が25,583件で全火災の57.9%を占めています。

建物火災のうち、住宅火災は14,150件で建物火災の55.3%を占めていることから、住宅の防火対策が重要です。以下の7つのポイントをおさえ、火災が起こらないようにしましょう。

3つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない
- ストープは、燃えやすい物から離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防止するため、住宅用火災警報器などを設置する
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる

火事から皆さんの身を守る 住宅用火災警報器

平成24年中の全国の建物火災による死者は1,145人でそのうち86.5%の方が住宅の火災で亡くなっています。住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくするため、住宅用火災警報器の設置が市条例により平成18年から義務付けられていますが、昨年11月にアンケート調査を行った結果、市内の設置率は7割程度と全戸に設置できていません。万が一火災が発生しても、早期に避難ができるよう住宅用火災警報器を設置しましょう。

火災警報器の電池の寿命は約10年です。市条例が制定されてからもうすぐ10年が経過します。すでに設置されている方も電池の交換や、機器の更新の必要がないか確認してください。



火災警報器

市条例を改定 お祭りなどの露店でも消火器の準備を

市条例が改正され、8月1日から祭り、縁日、展示会など多数の人が集まる催しでプロパンガスやガソリン、灯油を使用する器具、電力を使う加熱器具などの対象火気器具を使用する場合には消火器を準備する必要があります。それに伴い露店の開設届出が必要となります。地区で開催される小規模なお祭りなどで参加者が限定され、営業目的の露天商が出店しない場合は届出の対象外です。

